

政党助成法への一批判

—新進党分裂と野党再編に際してのノート—

中 村 宏

(二) 政党要件に係わる問題点

現行（一九九八年一月一日現在）の政党助成法（以下、現行法と略記）は、政党交付金の交付の対象となる政党を、（国会議員五人以上を有する政治団体）あるいは（国会議員は四人以下であるが選挙での得票率二パーセント以上の政治団体）と定めている（同法二条）。一見、選挙に示された国民の意志を指標としているかのように見える。しかし、現行法は、それらの議員が、助成対象となる当該政党から立候補して当選したか否かを問題にしていないのであり、他の政党から当選した議員を含めて、あるいはそうした議員のみであつても、交付金の交付基準日において一定の議員数を満たしていれば、助成対象の政党として認めているのである。

(二) 交付金額の算定に係わる問題点

現行法は、政党交付金（国民一人当たり二五〇円、総額約三〇〇億円、同法七条①）を、その二分の一は各政

党所属の国会議員数に応じて、他の二分の一は選挙の得票数に応じて交付するものとしている（同法七条②）。一見、選挙に示された国民の意志に基づいて交付しているかに見える。しかし、現行法は、交付金算出の基礎となる議員数を、直近において行なわれた選挙において当該政党から当選した議員数ではなく、他の政党に所属してあるいはどの政党にも所属せずに当選した議員を含めての「基準日における当該政党所属の議員数」としているのである（同法八条②、九条）。

一方で、得票数割については、選挙時点における当該政党の得票数によって算出するものとしている（同法八条③、九条、四一条①、政党助成法施行令一一条③）。この得票数割においては選挙に示された国民の意志を尊重しているかに見える。しかし、実際には以下のような場合を想定してみよう。政党Aが選挙区選挙において一〇人の候補者を立て全員を当選させ、二ペーセントの得票率を挙げた。しかし、選挙後にこの一〇名は離党し、他の政党から当選した国会議員3名が入党した。このような場合でも、政党Aは、この離党した一〇名が獲得した二ペーセントの得票について得票数割の交付金を受け取ることができる。

(一)と(二)とを約言すれば、政党助成に係わる国会議員数を、その算定の時点における当該政党所属の議員数とし、直近に行なわれた選挙で当該政党から当選した議員数としていないことから生じている。ここから生ずる問題は、政党が安定したものであり、選挙後に政党所属を変える議員がごくわずかであれば、実際にはさした問題ではないといえよう。しかし、現実には、とりわけ、この一二月から一月にかけてのいわゆる「野党再編」の状況は、この問題を、看過できない、むしろ緊要なものにしている。また、日本の個人後援会を基盤とした個々の政治家の寄せ集めとしての「政党」の実態は、この問題を、一時的ないし例外的状況におけるものとしては片付けられないものにしている。

政党助成法への一批判

(1) 比例代表選出議員が選挙後に所属政党を変更することから生ずる問題

この問題が最も顕著に現われるケースを考えてみよう。「現行憲法の擁護」を掲げる政党から当選した五人以上の議員が集まって新しい「憲法改正」を掲げる政党を設立したとしよう。このような政党も政党助成の対象となるのであり、議員数割の交付金総額の二分の一について当該新党の議員数に応じて交付金を受けられる。ここにどのような意味でも選挙に示された国民の意志が反映しているとは言い難いであろう。

他の政党から比例代表選挙で当選した議員を選挙後に入党させた場合、当該政党は、政党交付金の交付に係わっては、そうした議員の人数を加えずに届出るべきであろう。加えなければ交付資格を得られない政党は、交付金を受け取るべきではないであろう。

(2) 選挙区選挙で当選した議員が選挙後に所属政党を変更することから生ずる問題

選挙において他の政党から当選した議員を入党させることによつて当該政党が交付金を受け取る資格を得たり、当該政党の政党交付金が増額されるというのは、当該議員に投票した有権者の意志に沿うものなのであろうか。当該議員が選挙時に所属していた政党と選挙後に入党した政党とが異なる政策を掲げて選挙で争つていた場合を考えればこのことは明瞭であろう。

たしかに、わが国での投票行動が政党投票というよりはむしろ候補者個人への投票であり、当選した国会議員が所属政党を変えても、その候補者に投票した有権者の支持は変わるものではないという反論には一定の正しさがあろう。しかし、選挙区選挙で当選した議員の政党所属の変更の場合であつても、政党交付金が、個々の国会議員の活動を促進するためのいわば国会議員交付金ではなく、政党に対しての交付金である以上問題であろう。選挙区選挙での当選者であつても、他の政党から当選した国会議員を選挙後に入党させた場合、当該政党は、

政党交付金の交付に係わっては、そうした議員の人数を加えずに入出でるべきであろう。加えなければ交付資格を得られない政党は、交付金を受け取るべきではないであろう。

(3) 選挙後に選挙の洗礼を受けていない政党が新設されることによつて生ずる問題

現行法上は、当該新党所属の議員の全員が他の政党から選挙で当選した議員であつても、それが五人以上であれば、議員数割の政党交付金の交付を受けられる。しかし、このような政党への交付は、選挙に示された国民の総意に基づくものとは言い難いのであり、当該新党は交付金を受け取るべきではないであろう。

(4) 分割政党の問題

選挙の洗礼を受けている政党交付金の交付対象の政党が解散し、その政党に所属していた議員によつて幾つかの政党が新設されることによつて生ずる問題点である。現行法上、こうした政党は分割政党と呼ばれるので以下この名称を使用する。

現行法上、分割政党は合算して、当該分割解散政党が解散しなければ受けられたであろう政党交付金の全額（議員数割分も得票数割分も）を受けとることができる。議員数割分は、分割政党でなくとも、離党して新党を結成すれば交付を受けられるわけであるが、分割政党については得票数割分も引き継げる。確かに、解散した政党との一定の連続性がある場合には、得票数割の交付金を引き継げて然るべきであるとする議論はある。しかし、現実には、連続性の程度は多いに問題であり、将来、分割政党間で激しい選挙戦が戦われ政権が争われるといった状況が生じたとしても、現在の状況からみて不思議ではない。

分割政党は、分割解散政党との連続性についての国民による承認がないのであるから、少なくとも、得票数割についての政党交付金を受け取るべきではないであろう。選挙の洗礼を受けていない以上、前述のように、議員

数割についてさえも問題がある。

現行のいわゆる分割政党に対する政党交付金の交付の在り方は、分割解散政党の交付金の分割政党間での頭割による分配であり、選挙が済んでしまえば、各政党の議員が、国民の意志とは無関係にどのように離合集散しても、政党交付金をいわば山分けできる制度になっている（合併による存続政党又は新設政党は、合併解散政党の全ての政党交付金を引き継ぐことができる。同法二三条）。

以上の考察からするとき、政党助成法を見直し、政党交付金の交付対象となる政党を以下のいずれかの政党に改めるべきではないであろうか。

- 一 直近に行なわれた選挙で当該政党から当選した国會議員五人以上を有する政党。
- 二 直近に行なわれた選挙で当該政党から当選した国會議員四人以下を有しかつ直近に行なわれた選挙のいづれかにおける当該政党の得票率が二パーセント以上の政党

ただし、「直近に行なわれた選挙」が、衆議院の総選挙の選挙区選挙、比例代表選挙、参議院の前回、前々回の通常選挙のそれぞれ選挙区選挙及び比例代表選挙を指すことなどは現行法と同様であつてよい。

現行法は、また、各政党への交付金の議員数割分については、「議員数割の総額に当該政党に所属する議員数を交付金の交付を受ける各政党に所属する議員の総数で除して得た数を乗じて得た額とする」とし、得票数割分については、「得票数割の総額に当該政党の得票数を交付金の交付を受ける各政党の得票の総数で除して得た数を乗じて得た額とする」としている（同法八条）。これは、議員数割にあつては、「国會議員の総数で除して得た

額に、得票数割りについては、有効投票総数で除して得た額に、それぞれ改められるべきであろう。無所属議員が多くなるほど、又、政党交付金を受け取らない政党あるいは受け取れない政党に所属する国會議員が多くなるほど、交付金を交付される政党の交付金の額が多くなるというのは、合理的とは思われないからである（現行法上、理論的には、国會議員一名の政党が、約三〇〇億円の政党交付金の全額を受け取るケースが生じ得る）。

表現が不十分なところは有るが、全体の文意から言わんとするところは理解していただけたものと思う。

以上